

# 明石市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

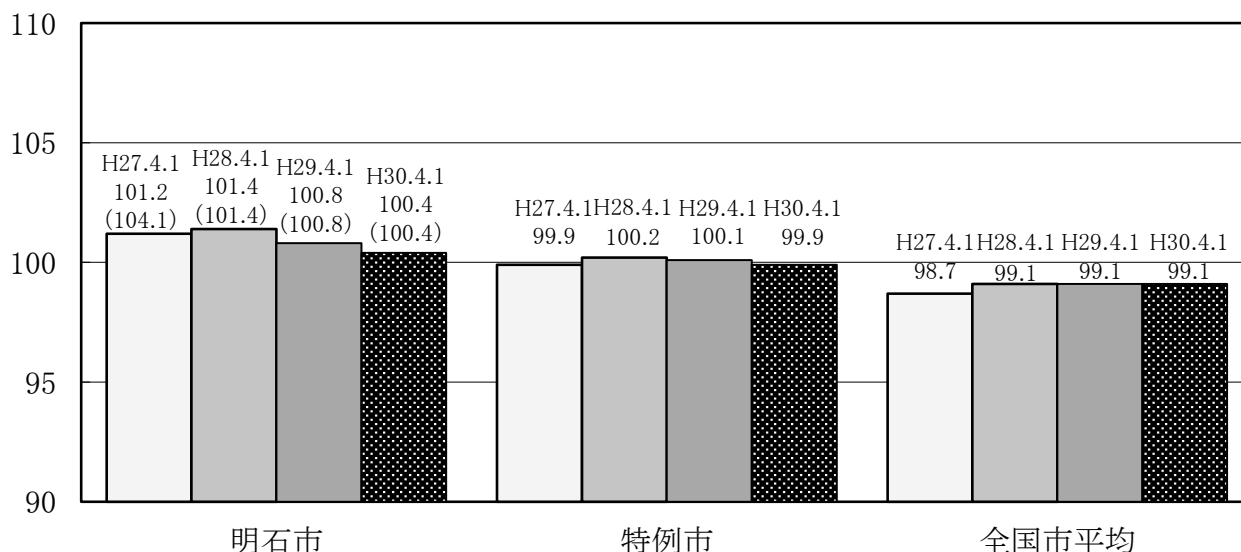
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	301,182	102,213,225	931,307	17,665,836	17.3	16.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体(特例市) 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 1,788	千円 8,204,352	千円 1,877,523	千円 3,227,261	千円 13,309,136	千円 7,444	千円 6,430
短時間 除く場合	人 1,788	千円 7,271,688	千円 1,740,046	千円 2,927,388	千円 11,939,122	千円 6,677	

- (注) 1 職員数は4月1日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。
- 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。  
下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。
- 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。  
下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。
- 4 退職手当及び共済費を含まない。
- 5 特別職は含まない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③100を超えている理由

国家公務員に比べ、初任給が高いため。(新規採用者に適用する給料表の号給が、大卒、短卒、高卒ともに4号給分高く適用しているため。)

【改善の見込み】

平成25年4月から、県職員の水準に合わせた初任給の引き下げ及び昇格基準の見直しを実施したほか、平成29年1月の定期昇給について、管理職は、昇給を停止するとともに、管理職以外の一般職は、昇給の半減措置を実施しました。また、給料表の継ぎ足しについては平成30年4月から廃止するなど、ラスパイレス指数の引き下げに向けた取り組みを行っています。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施  未実施

実施内容

(給料表の見直し時期)

平成28年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均△1.6%引き下げています。(平成26年度人事院勧告に基づき、給与制度の総合的見直しにより、平均△2.0%引き下げ後、平成27年度人事院勧告に基づき、平均0.4%引き上げ)

激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における支給率及び本市の支給率について)

(地域手当の見直し時期)

平成28年4月1日

(内容)

国基準のとおり、6.0%を支給。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	43.7 歳	331,851 円	415,984 円	386,196 円
兵庫県	44.5 歳	339,100 円	433,818 円	392,523 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
特例市	41.6 歳	316,569 円	408,851 円	367,921 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	50.2 歳	243 人	349,829 円	419,145 円	388,377 円
うち清掃職員	49.9 歳	57 人	351,997 円	456,489 円	394,814 円
うち用務員	50.1 歳	69 人	342,749 円	392,809 円	377,421 円
うち学校給食員	50.3 歳	19 人	356,007 円	396,013 円	389,577 円
うち自動車運転手	49.8 歳	41 人	349,901 円	421,785 円	391,909 円
うち守衛	52.7 歳	7 人	367,082 円	495,407 円	422,190 円
兵庫県	54.8 歳	452 人	336,300 円	404,526 円	371,327 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円
特例市	50.2 歳	140 人	325,289 円	387,379 円	363,448 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					明石市 (C)	民間 (D)	C/D
	-	-	-	-			
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	45.8 歳	293,000 円	1.56	7,236,309 円	4,038,000 円	1.79
うち用務員	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.90	6,372,048 円	2,808,700 円	2.27
うち学校給食員	調理士	42.3 歳	262,700 円	1.51	6,403,404 円	3,528,100 円	1.81
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	59.7 歳	186,700 円	2.26	6,807,891 円	2,509,300 円	2.71
うち守衛	守衛	57.9 歳	240,400 円	2.06	7,807,501 円	3,386,100 円	2.31

- (注) 1 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27年～29年の3ヶ年平均)  
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	39.4 歳	314,756 円	416,344 円	366,074 円
特例市	39.3 歳	310,651 円	409,345 円	364,288 円

④医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	50.9 歳	534,000 円	860,047 円	724,381 円
国	51.6 歳	504,548 円	-	850,723 円
特例市	43.4 歳	469,035 円	1,159,600 円	677,661 円

⑤薬剤師・医療技術職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	40.1 歳	296,100 円	372,300 円	330,165 円
国	46.1 歳	309,198 円	-	354,099 円

⑥高等(特殊、各種、専修)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	46.8 歳	374,586 円	450,389 円	416,760 円
兵庫県	45.0 歳	377,000 円	452,140 円	-
特例市	43.7 歳	377,178 円	437,751 円	-

⑦小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
明石市	45.0 歳	356,719 円	413,242 円	404,012 円
兵庫県	41.4 歳	357,200 円	417,747 円	-
特例市	38.4 歳	297,793 円	353,759 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		明石市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	148,100 円	-
消防職	大学卒	191,100 円	-	-
	高校卒	161,400 円	-	-
医師・歯科医師職	大学6卒	267,600 円	-	-
薬剤師・医療技術職	大学卒	185,800 円	-	-
看護保健職	大学卒	185,800 円	-	-
	短大卒	167,200 円	-	-
高校教育職	大学卒	207,500 円	207,500 円	-
	短大卒	185,000 円	-	-
幼稚園教育職	大学卒	184,000 円	207,500 円	-
	短大卒	167,200 円	-	-

(注) 平成25年4月より兵庫県職員の初任給に準じて引き下げている。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

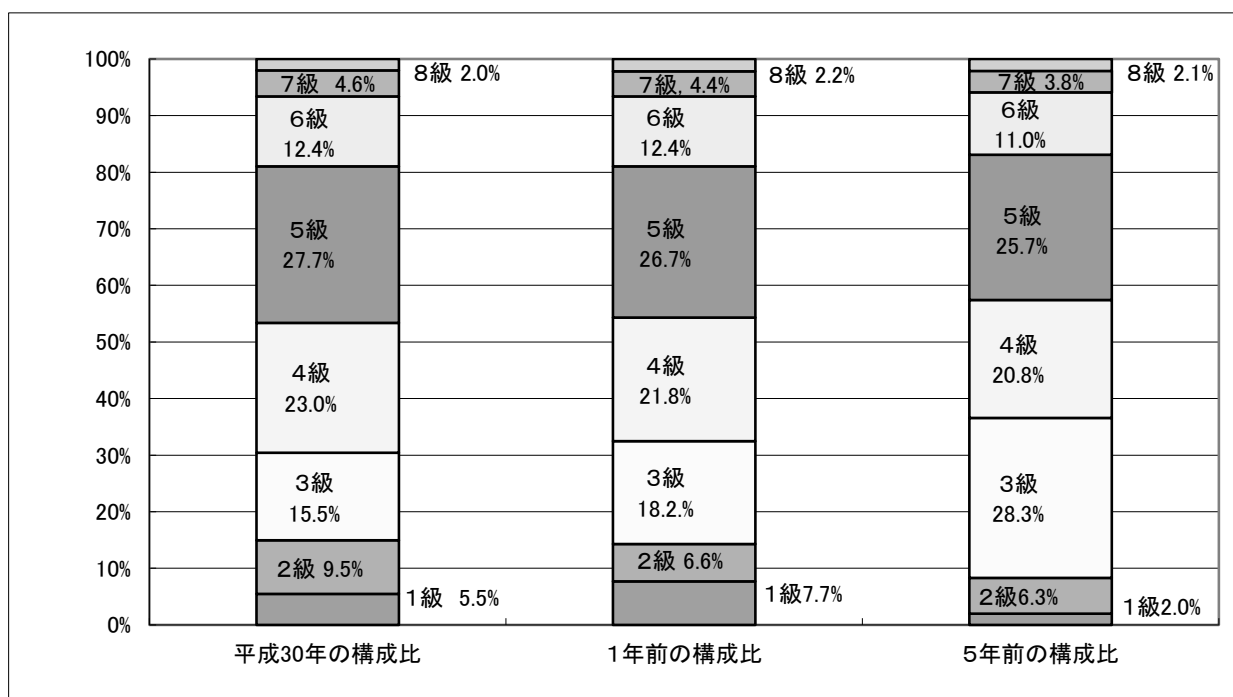
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,250 円	363,245 円	390,218 円	418,825 円
	高校卒	- 円	309,460 円	356,667 円	376,700 円
技能労務職	高校卒	- 円	309,500 円	336,167 円	367,538 円
消防職	大学卒	264,020 円	354,600 円	381,300 円	- 円
	高校卒	241,200 円	338,800 円	362,280 円	386,925 円
医師・歯科医師職	大学6卒	- 円	- 円	- 円	- 円
薬剤師・医療技術職	大学卒	254,600 円	- 円	- 円	- 円
高等学校教育職	大学卒	299,150 円	- 円	- 円	417,675 円
幼稚園教育職	大学卒	262,833 円	382,871 円	404,683 円	- 円
	短大卒	- 円	- 円	- 円	391,300 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

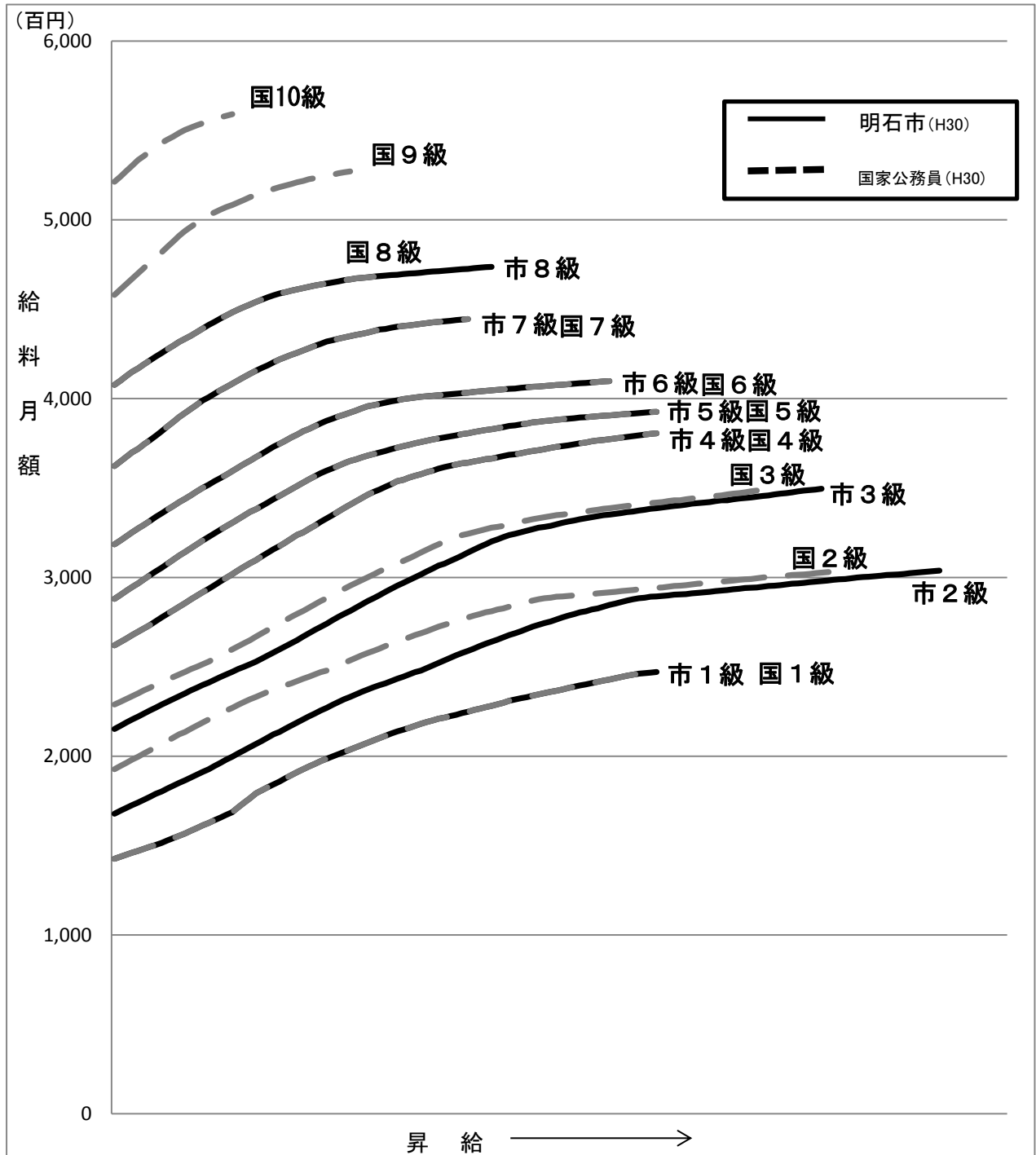
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務職員、技術職員	53人	5.5%	142,600円	247,100円
2級	事務職員、技術職員	92人	9.5%	167,800円	303,800円
3級	事務職員、技術職員	150人	15.5%	215,200円	349,600円
4級	主任	223人	23.0%	262,000円	380,600円
5級	係長	269人	27.7%	288,000円	392,600円
6級	課長	120人	12.4%	318,500円	409,800円
7級	室長、次長、参事	45人	4.6%	362,300円	444,500円
8級	理事、局長、部長、参与	19人	2.0%	407,700円	473,700円

- (注) 1 明石市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を実施している	○			
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

明石市		国	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,618 千円		-	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90) 月分
(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成30年度中における運用	明石市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				



(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

明 石 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職 定年前1年につき3%を超えない 範囲内で加算			定年前早期退職 定年前1年につき3%を超えない 範囲内で加算		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			勤続中の役職に応じた調整額を別途支給		
1人当たり平均支給額 18,732 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)			524,601 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)			293,401 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全市域	6.0 %	1,788 人	6.0 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			100.4
(ラスパイレ指数)			100.4

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		40,903 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		127,823 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		17.90 %		
手当の種類(手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
行政職				
災害応急業務手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	191 千円	1日につき1,000円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	0 千円	1日につき2,000円 (上記に100/100の加算)
建築主事手当	建築基準法に基づく建築主事として任命された職員		84 千円	月額3,500円

感染症防疫業務等手当	感染症防疫作業に従事する職員	家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病(市長が別に定めるものに限る。)の病原体に汚染されている家畜又は汚染されている疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき	0 千円	1日につき300円
		遺体を直接取り扱う業務又は重篤な状態にある者を直接救護する業務	0 千円	1日につき300円
主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの		288 千円	月額3,000円
消防業務手当		火災出動	843 千円	1回につき2時間未満出動 250円 2～3時間未満出動 300円 3時間超出動 400円
		救急出動	11,834 千円	1回につき2時間未満出動 150円 2時間超出動 200円 (救急救命士の資格を有するものにあつては、1回につき、200円を加算する)
		救助出動	871 千円	1回につき2時間未満出動 250円 2～3時間未満出動 300円 3時間超出動 400円
		機関員として指定され従事する業務	330 千円	1勤務につき100円
		はしご付消防ポンプ自動車のはしごに登はんする業務のうち、規則で定めるもの	0 千円	1回につき300円
		潜水器具を着用して従事する潜水業務	2 千円	1回につき300円
		上記に掲げる業務が爆発を伴う大規模な火災が発生している区域若しくは爆発等の危険性が著しく高い区域又は特殊危険物質等が発散している区域若しくは放射性物質等の漏洩により人体に著しく危険な区域において行われた場合	0 千円	1日につき2,600円を加算
	医療職			
医療業務手当	医師の資格を有する職員	医療業務に従事した場合等	2,880 千円	勤務1月につき、職員の給料月額額の100/100に相当する額の範囲内

技能労務職				
災害応急業務 手当		異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査	22 千円	1日につき1,000円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの	0 千円	1日につき2,000円 (上記に100/100の加算)
公園等整備業務 手当		公園等の整備業務に従事したとき	1,189 千円	1日につき200円 (自動車運転手があわせて運転業務に従事する場合は100円を加算)
葬祭事業業務 手当		遺体輸送等の業務に従事したとき	454 千円	1日につき300円
		火葬作業に従事したとき	837 千円	1日につき500円
ごみ処理等業務 手当		ごみの運搬業務、廃棄物処理施設等の清掃業務及びごみ埋立処分業務に従事したとき	509 千円	1日につき300円
ごみ収集運搬等業務 手当		ごみ等の収集、運搬業務に従事したとき	9,179 千円	1日につき800円 (自動車運転手があわせて運転業務に従事する場合は100円を加算)
感染症防疫業務等 手当		感染症等の防疫業務又は遺体を直接取り扱う業務若しくは重篤な状態にある者を直接救護する業務に従事したとき	0 千円	1日につき300円
教育職				
教員特殊業務 手当	教育委員会の命令により、又は学校の管理下において行う非常時災害時等の緊急業務	ア 非常災害時における園児、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(下記のイの業務に該当するものを除く。)	48 千円	1日につき8,000円の範囲内において教育委員会が規則で定める額
		イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務	0 千円	当該業務に従事した行政職の職員との均衡を考慮し、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額
		ウ 園児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0 千円	1日につき7,500円
		エ 園児又は生徒に対する緊急の補導業務	0 千円	1日につき7,500円
		修学旅行、臨海学校、林間学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	490 千円	1日につき5,100円
		教育委員会が定める対外運動競技等において、生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	1,647 千円	1日につき5,100円

	高等学校の入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が指定する日に実施する入学試験に伴う業務	0 千円	1日につき900円
	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	9,205 千円	1日につき3,600円

(注) 平成26年6月から抜本的な見直しを行い、市全体で45種類あった手当を19種類としたほか、手当額の引き下げを行いました。

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	379,665 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	202 千円
支給実績(28年度決算)	378,222 千円
支給職員1人当たり平均支給年額28年度決算)	203 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<b>【管理職を除く一般職員】</b> (1)配偶者 10,000円 (2)父母等 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の父母等 9,000円 (4)子 10,000円 (5)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算 (6)配偶者がいない場合の1人目の子 11,000円	異なる	配偶者の手当額	238,634 千円	260,234 円
	<b>【管理職】</b> (1)配偶者 6,500円 (2)父母等 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の父母等 6,500円 (4)子 10,000円 (5)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算 (6)配偶者がいない場合の1人目の子 11,000円	同じ			
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 支給なし	同じ		99,676 千円	306,694 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 31,600円を支給	同じ		223,590 千円	143,235 円

管理職手当	部長級 理事・局長	118,200円	同じ	234,891 千円	921,142 円
	部長 参与	112,800円 103,200円			
	次長級 室長・次長	91,500円 84,600円			
	課長級 課長 副課長	74,300円 59,300円			

## 5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市長(給与30%カット)	758,800円 (カット前 1,084,000円)	(参考)特例市における最高/最低額			
	副市長(給与16%カット)	751,800円 (カット前 895,000円)	1,103,000 円 /	670,600 円		
報酬	議長	732,000円	758,000 円 /	529,400 円		
	副議長	667,000円	708,000 円 /	466,000 円		
	議員	602,000円	664,000 円 /	439,000 円		
期末手当	市長(給与30%カット)	(29年度支給割合)	4,006,464円 (カット前 5,723,520円)			
	副市長(給与16%カット)	年間4.40月分	3,969,504円 (カット前 4,725,600円)			
退職手当	議長	(29年度支給割合)	3,864,960円			
	副議長	年間4.40月分	3,521,760円			
	議員		3,178,560円			
市長	(算定方式)	給料月額×在職月数×40.0/100	(1期の手当額)	14,568,960円	(支給時期)	任期ごと
				(カット前 20,812,800円)		
副市長	(算定方式)	給料月額×在職月数×24.0/100	(1期の手当額)	8,660,736円	(支給時期)	任期ごと
				(カット前 10,310,400円)		
備 考						

- (注) 1 平成24年4月より、市長などの給料月額を約4.6%、議員の報酬月額を約4.3%引き下げた。  
2 期末手当=(給料月額+給料月額×役職加算20%)×年間4.40月分  
3 退職手当の「1期の手当額」は、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

平成30年4月の中核市移行及び重点施策推進のため、獣医師などの専門職や資格職の採用を含む増員を図る一方で、既存事業の簡素化・効率化・民間委託等による減員を図った結果、平成30年4月には、総職員数1,994人となっており、昨年と比較して、1人の減となった。

(各年4月1日現在)

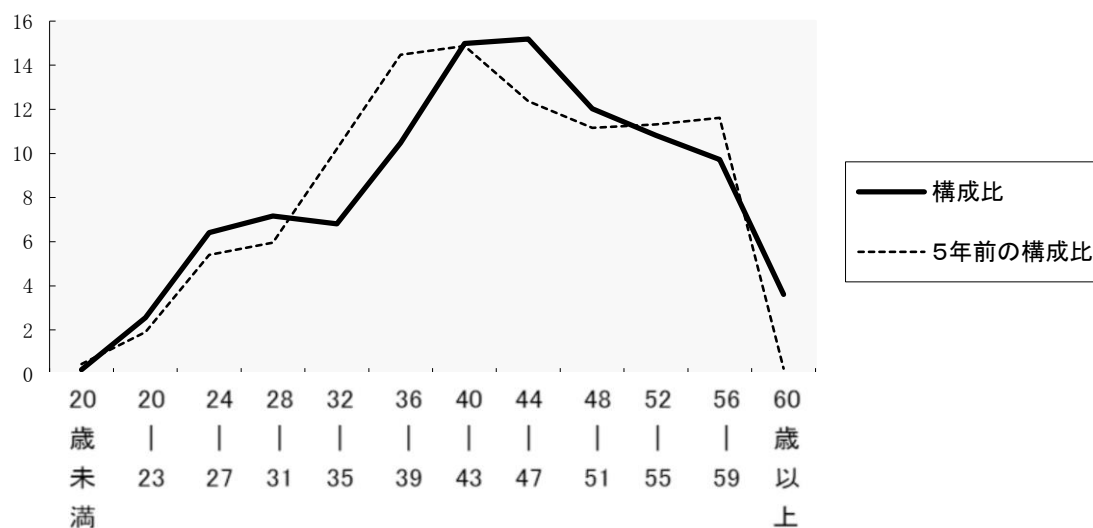
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議 会	13	15	2	体制の見直しなど
	総 務	358	332	△ 26	事務の統廃合、体制の見直しなど
	税 務	77	76	△ 1	体制の見直しなど
	労 働	1	1	0	
	農水産	20	19	△ 1	体制の見直しなど
	商 工	26	22	△ 4	派遣の停止、事業の終了など
	土 木	161	151	△ 10	事務の統廃合、組織統合による体制見直しなど
	民 生	368	382	14	あかしこども財団の設立、中核市移行に伴う業務量増など
	衛 生	177	213	36	中核市移行に伴う業務量増など
		計	1,201	1,211	10
	教育部門	348	342	△ 6	事務の統廃合、体制の見直しなど
	消防部門	239	242	3	体制の見直しなど
	小 計	1,788	1,795	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.6 人 (特例市の人口1万人当たり職員数 62.53 人)
公営企業等	水 道	59	61	2	組織改正に伴う体制見直しなど
	下水道	65	60	△ 5	体制の見直しなど
	その他	83	78	△ 5	国保の広域化による事務終了など
	小 計	207	199	△ 8	
合 計		1,995	1,994	△ 1	
実働総職員数		[ 1,918 ]	[ 1,913 ]	[ △ 5 ]	<参考>
条例定数		[ 1,950 ]	[ 1,950 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数 66.2 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を含まない。

2 [ ]内の数は、条例の規定により休職者、派遣職員などを含まない。

## (2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H30	4	37	131	151	134	188	275	324	258	219	187	86	1,994
H25	9	38	108	119	204	289	297	247	223	226	232	5	1,997

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	1,146	1,147	1,147	1,173	1,201	1,211	65 5.7%
教育	366	360	360	358	348	342	△ 24 (△6.6%)
消防	241	237	237	237	239	242	1 0.4%
普通会計計	1,753	1,744	1,744	1,768	1,788	1,795	42 2.4%
公営企業等会計計	244	233	233	214	207	199	△ 45 (△18.4%)
総合計	1,997	1,977	1,977	1,982	1,995	1,994	△ 3 (△0.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	5,609,461	817,648	476,851	8.5	9.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費35,936千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	53	271,134	50,468	103,819	425,421	8,027
短時間 除く場合	人	千円	千円	千円	千円	千円
	53	236,418	46,459	94,073	376,950	7,112

(参考) 市町村平均  
(政令指定都市を除く)  
一人当たり給与費  
千円  
6,148

- (注) 1 職員数は3月31日現在の再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の人数である。  
 2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を含む全職員の給与費である。  
 下段の給与費は、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員を除く正規職員の給与費である。  
 3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費である。  
 下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費である。  
 4 職員手当には、退職手当及び共済費を含まない。  
 5 特別職は含まない。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
明 石 市	49.2 歳	319,984 円	430,901 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

明石市		明石市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,331 千円		1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,354 千円	
(平成29年度支給割合)		(平成29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(平成30年度支給割合)		(平成30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。		(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

#### イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

明石市		明石市 (一般行政職)	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	同左
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職	定年前1年につき3%を超えない 範囲内で加算		
勤続中の役職に応じた調整額を別途支給			
1人当たり平均支給額	20,623 千円	1人当たり平均支給額	17,939 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		17,158 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		222,836 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全市域	6.0 %	78 人	6.0 %

※国官署指定は10%

エ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		239 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		17,071 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		18.2 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	第3種以上の電気主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づく電気主任技術者又は第2種以上のボイラー・タービン主任技術者の免許を有する者で、電気事業法に基づくボイラー・タービン主任技術者として選任し、経済産業大臣に届け出たもの	水道事業の電気設備の維持管理上必要で、選任された業務に従事	216 千円	月額3,000円
危険現場業務手当	技能労務職	交通量の多い道路(国道、県道及び都市計画道路等)の車道上において交通を遮断することなく行う給・配水管布設工事等に係る業務	23 千円	1日当たり200円
災害応急業務手当	水道局職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急業務若しくは応急作業のための災害状況の調査	0 千円	1日につき1,000円
		異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する業務で心身に著しい負担を与えると管理者が認めるもの	0 千円	1日につき2,000円 (上記に100/100の加算)
感染症防疫業務等手当	水道局職員	感染症等の防疫業務又は遺体を直接取り扱う業務若しくは重篤な状態にある者を直接救護する業務に従事	0 千円	1日につき300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	5,585 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	78 千円
支給実績(平成28年度決算)	5,141 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	67 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<b>【管理職を除く一般職員】</b> (1)配偶者 10,000円 (2)父母等 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の父母等 9,000円 (4)子 10,000円 (5)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算 (6)配偶者がいない場合の1人目の子 11,000円	異なる	配偶者の手当額	8,138 千円	262,516 円
	<b>【管理職】</b> (1)配偶者 6,500円 (2)父母等 6,500円 (3)配偶者がいない場合の1人目の父母等 6,500円 (4)子 10,000円 (5)16歳の年度初めから22歳の年度末までの子 5,000円を加算 (6)配偶者がいない場合の1人目の子 11,000円	同じ		1,176 千円	294,000 円
住居手当	(1)借家居住者 家賃負担額に応じて、27,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、55,000円以上の場合、27,000円を支給 (2)自宅居住者 支給なし	同じ		1,242 千円	310,500 円
通勤手当	(1)交通機関利用者 運賃相当額 (月55,000円を限度) (6箇月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2)自動車・自転車利用者 通勤距離に応じ31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 31,600円を支給	同じ		7,503 千円	96,194 円
管理職手当	部長級 理事・局長 118,200円 部長 112,800円 参与 103,200円 次長級 室長・次長 91,500円 参事 84,600円 課長級 課長 74,300円 副課長 59,300円	同じ		5,526 千円	921,024 円